

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 増田一世

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

* 当面必要な対策について

1. 障がい者制度改革推進会議の設置法を早急に制定すること。
2. 詳細で正確な実態の把握
総合福祉法制定に向けて障害のある人とその家族の地域生活の実態・所得の水準・支援の必要性や不足している支援の実際を正確に詳細に把握すること。
また、各自治体ごとの障害者支援の格差も生じており、各自治体の障害者施策の水準についても調査し、是正していくこと。
3. 低所得者については自立支援医療を早急に無料にすること。
4. 利用料の負担軽減のための収入認定は、あくまでも障害者個人の収入とすること。
5. 介護保険制度優先を廃止し、介護保険制度・障害者施策の選択については、本人の必要性に応じて選択できるようにすること。
6. 事業所に対する日額払いの制度から月額払いの制度に変更し、加算の仕組みを簡素化し、基本報酬を引き上げること。
7. 障害のある人の権利を主体にした視点で、各法律、政令、省令、施行規則などを点検、見直し、障害者差別にあたる内容については改正を行うこと。
8. 障害者基本法を抜本的に改正し、権利条約の水準で障害のある人の権利に関する基本法（仮称）を制定するための準備を進め、早期に制定すること。
9. 障害のある人の権利に関する基本法と対をなす差別禁止法の制定について検討し、早期に制定すること。
10. 所得保障制度について検討し確立していくこと
障害の有無に関わらず、勤労所得が最低生活水準に満たない人に対する基礎的で普遍的な所得保障制度を確立していく。
11. 権利条約の水準で障害者施策を進めることを前提に、必要とされる障害関係予算の再見積もりを行うこと。
12. 障害のある人が地域生活を送り、社会参加し、働く権利を獲得していくためにどのような支援が必要なのかを明らかにする指標、尺度を開発すること。

13. 障害のある人の働く権利を明確にした雇用・就業施策を進めるために、雇用促進法の抜本的な見直しを行い、障害者就労支援法(仮称)の制定に向けて、検討を進めること。

14. 精神科病院への社会的入院を速やかに解消するために、どこで誰と暮らすかを選択する権利が行使でき、孤立せずに社会で生活することを可能にするための支援策を構築する。そのために精神障害のある人、家族、関係者の意見を聴き、期限や数値目標を定めた計画を策定すること。そのための精神保健改革・精神医療改革も含めた総合的で具体的な検討を進めること。